

## 4 その他

### 4.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書（第3号様式）を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

### 4.2 債権譲渡について（交付要綱第11条・17条参照）

助成金交付によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、又は継承することは原則として認められません。ただし、助成対象者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行うものが変更される場合においては、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第7号様式）を提出し、公社がその旨を承認することで、助成金交付に係る地位を継承することが認められる場合があります。

### 4.3 交付決定の取消し（交付要綱第12条参照）

（1）次の各号に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ④ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- ⑤ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、又は東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。

（2）公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

### 4.4 処分の制限（交付要綱第17条参照）

（1）助成金を受領した車両には、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します。

処分の例	処分の基準日
申請者住所の都外への変更	住民票等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置のみ都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日または車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む）	リース契約終了日

上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用※	個別に公社が指定

※個人間のカーシェアリング含む。

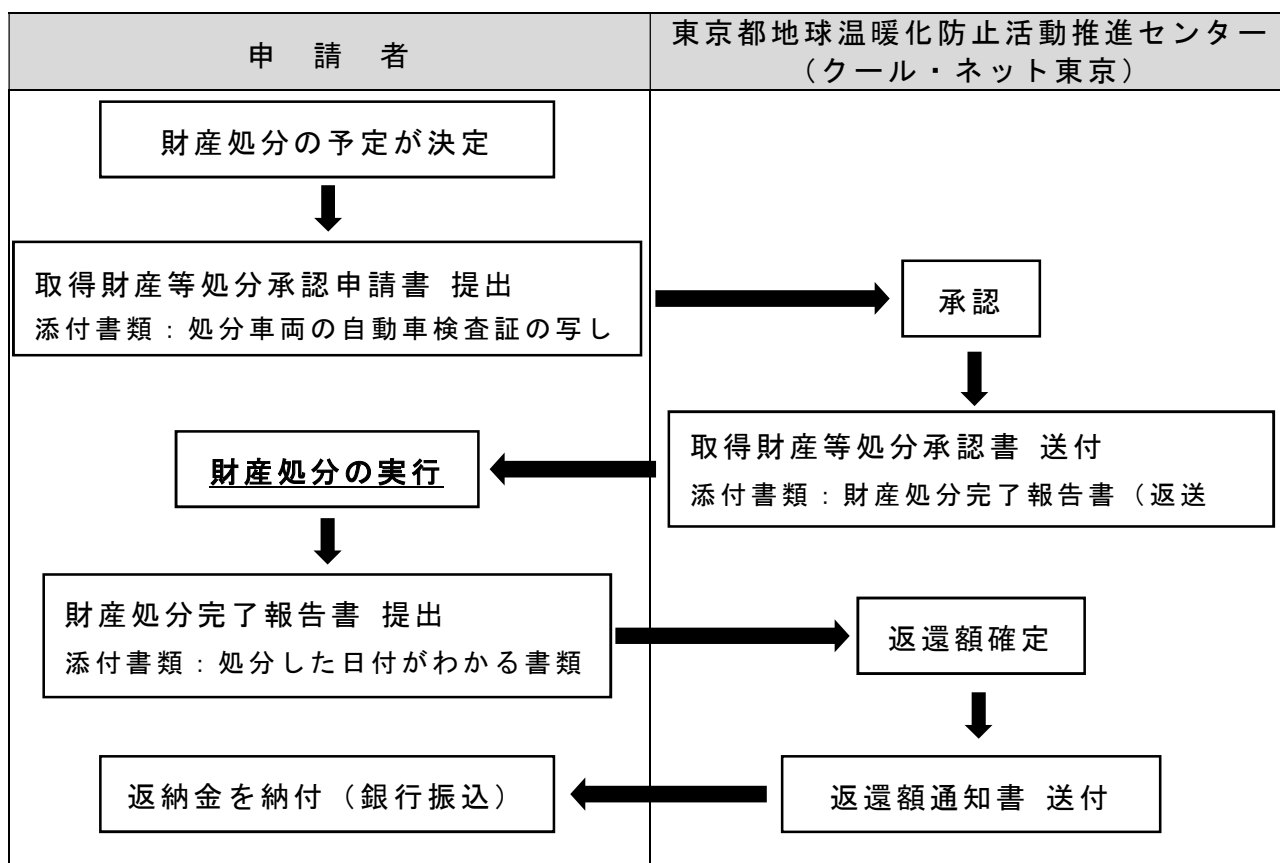
(2) 本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間 (初度登録日から起算)
燃料電池自動車(燃料電池タクシーを除く)	4年
燃料電池タクシー(※)	3年

※ 燃料電池タクシー…国土交通省の**自動車環境総合改善対策費補助金**で燃料電池タクシーとして補助金を受けた車両

(3) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、次ページのフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。

- ・ 承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- ・ 承認申請の提出先は、助成金申請のときと同じです。
- ・ クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ・ 承認申請書の到達から承認通知まで1～2週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から2週間以上空けてください。
- ・ 承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。



(4) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額}(\ast 1) = \text{助成額} \times \left( 1 - \frac{\text{経過期間}(\ast 2)}{\text{処分制限期間}(\ast 3)} \right)$$

※1 千円未満切り捨てです。

※2 初度登録日から所有権移転日(売却・下取りの場合は引渡日・入庫日)までの月数で計算します。

(例)10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。

※3 処分制限期間も、月数で計算します。

(例)自家用車両は処分制限期間4年なので48ヶ月で計算します。

経過期間は、初度登録日から所有権移転日(売却・下取りの場合は引渡日・入庫日)までの月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。(燃料電池自動車は48ヶ月、燃料電池タクシーは36ヶ月)

ただし以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。

なお、処分承認後に免除申請を行うことはできませんのでご注意ください。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体発行の罹災証明書</li> <li>・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明</li> <li>・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）</li> </ul>
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書</li> <li>・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書（免責証書）、示談書等の、記名・捺印があるもの。</li> <li>・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明</li> <li>・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）</li> <li>・CEV 補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額なしのもの</li> </ul>
申請者死亡により2親等以内の親族が車両を相続し、引き続き使用する（相続人が都内等の助成要件を満たす）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の除籍を証明する書類</li> <li>・申請者と相続人の続柄を証明する書類</li> <li>・変更後の車検証</li> </ul>
リース解約によりリース事業者が車両を保管する（リース事業者自身が都内等の助成要件を満たす）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース解約が確認できる書類</li> <li>・リース事業者が助成要件を満たすことの確認書類</li> </ul>
リース貸与先変更（新貸与先が都内等の助成要件を満たす）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース解約・承継が確認できる書類</li> <li>・新貸与先が助成要件を満たすことの確認書類</li> </ul>
その他クール・ネット東京が特に認める場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クール・ネット東京が指定する書類</li> </ul>